論壇

日本版カジノ解禁に伴う税の諸問題を検証する。

佐藤明弘
【上野】

1　はじめに

ここ数年来超党派の国会議員の間で日本版カジノの解禁についての種々の論議がなされている。このカジノ解禁にあたっては刑法はじめ幾多の法改正や制度面での整備が不可欠であるが、本稿ではこれらのうち税に関する問題について論述してみたいと思う。

わが国では刑法185条（賭博）、同186条（常習賭博及び賭博場開帳等図利）及び同187条（富くじ発売等）により、公益目的で行われる公営競馬等の他は賭博が禁じられている。したがってわが国所得税法においては、賭博勝利金（gambling winnings）についての規定が無い。

そもそも建前のうえでは社会に「賭博」が存在しないことになっているのであるから、規定が無いのはむしろ当然なのであるが、解禁ということであれば、欧米の「賭博先進国」の税法規との整合性も鑑みながら所得の概念を改めて再構築する必要があろう。

2　アメリカ連邦税法の所得概念

わが国の所得税法においては第21条1項に「所得を利子所得、配当所得～省略～雑所得に区分し」とあるが、それ以前の問題として、そもそもの所得税計算の出発点である「所得」についての明確な定義が用意されていない。わが国はフランスやドイツなどと同様、法規範が「法典」として成立している成文法体系（continental low）を採用しているわけであるから、本来は「何が所得で何が所得でないのか」を判断する為の「所得であることの必要条件、充分条件あるいは必要充分条件」を法の中で定めておくべきであろう。

一方判例法体系（anglo－american low）を採用しているアメリカの連邦税法においても、わが国と同様に所得概念についての明文化はされてはいないのであるが、所得概念の定義づけは、租税の専門家のみならず、経済学者、政策立案者などの長年の研究と判例の積み重ねにより様々な変遷を経て今日にいたっている。このうちここでは、所得源泉説（周期説）と純資産増加説（経済力増加説）の有力2説について述べたいと思う。

①　所得源泉説（周期説）

アダム・スミスに始まり、デヴィッド・リカード、レオン・ワルラス、アルフレッド・マーシャル等のいわゆる古典経済学派の経済モデルによれば、経済価値は「労働・動産及び不動産の使用・利子」により生み出されるとされており、これに伴いイギリスで所得税が制度化された当初において所得は、賃貸所得・農業所得・利子配当所得・事業所得・給与所得の各所得源泉と関連づけられ、規則的・周期的にもたらされる収入のみが所得とみなされていた。

②　純資産増加説（経済力増加説）

近代産業社会が拡大発展し経済環境の複雑化が進むと、必然的に所得概念の拡張（包括的所得概念）が議論されるようになった。そこでは所得を2時点間（例えば暦年）における納税者の経済力の純増分を貨幣換算した金額と定義している。この定義に従えば、所得にはその源泉による種類区分は存在せず、あらゆる純資産を増加させる原因が所得を構成し①の収入に加え、譲渡所得や贈与や相続による財産の受領、生命保険金の受領あるいは賭博利得といった偶発的収入をも所得に含める一方で、あらゆる支払利息、譲渡損失等も所得額算定にあたり控除される。

現在では課税所得の算定にあたっては、所得「測定」の理論的根拠は②の純資産増加説をベースに、所得「認識」の時期については実現主義をはじめとする企業会計の基準および慣行が尊重されている。

3　連邦税法における賭博勝利金の取扱い

賭博勝利金は「その他の所得（other income）」として総所得に算入される。これには、カジノなどで得られた賭博勝利金のみならず、州などの行う宝くじの賞金も含まれる。なお、賭博損失（gambling losses）は項目別控除の雑控除で、当年度の賭博勝利金を限度に控除することができる。これは賭博損失に一般の控除を認めてしまうと、不健全なギャンブル行為で無制限に税額を圧縮することが可能となってしまうからである。そこで、賭博損失については、賭博勝利金、すなわち総所得算入金額を控除制限として用いているのであるが、このあたりは「当たり馬券の購入代金」しか控除を認めないわが国の所得税の考え方と大きく異なるところである。

4　カジノの一般プレーヤーは事実上課税免除

以上アメリカにおける所得概念と賭博勝利金の扱いについて述べてきたが、実際の賭博勝利金の申告納税の現状についてラスベガスを例に述べてみたいと思う。

カジノでは1千万円以上のお金を使う客はハイローラーと呼ばれ、100万ドル以上、すなわち億単位のお金を使う客は「ホエール（クジラ）」と呼ばれる。カジノ産業では、売り上げの七割、八割はハイローラーやホエールによるものになっている。つまり大広間で行われている平場の売り上げよりも、十人ほどしかない密室のようなVIPルームの売り上げのほうがはるかに大きくなる。彼等VIPはあらかじめカジノホテルに億単位のデポジット（保証金）を積み、ホテルはそのデポジットから航空機の手配、宿泊の諸費用、チップの購入・精算を行い収支明細書を作成するので、申告はその収支明細書を会計士に渡すだけである。しかし、このようなVIP専用ホテルでは1億円以下の「少額」のデポジットは受け付けてくれないので、一般プレーヤーは、例え本人にその意思があっても申告納税は事実上不可能である。

最近わが国では裁判所が、年間所得数千万程度の競馬常習者の「商い」に「事業的規模である」との判決を下したが、近代国家であるアメリカにおいては、そもそも個人の商いについてお上（司法当局、課税庁）に、「事業」であるか否かの判断を仰ぐという発想が無い。「申告納税が可能である者」と「不可能者」の振り分けは、デポジットを受け付けるホテル側の裁量に委ねるというある意味「近代国家にふさわしい洗練された実務的対応」がなされているのである。ただしスロットマシンについては他のゲームと扱いが異なるのでその詳細は以下で述べる。

5　賭博勝利金の日米の取扱いの差違

（スロットマシンは課税、パチンコは？）

ラスベガスではスロットマシンでの大当たりのみが課税対象になる。通常3千ドル（約36万円程度）以上の大当たりの場合、約25％～35％程度（居住者と非居住者で税率が異なる。）の源泉税が控除される。また数千万円、数億円規模のメガヒットの場合は受取方式（年金形式による分割払いかもしくは一括払いか）を選択し控除税額はそれぞれ異なる。スロットマシンは「RNG」（random number generator）という偶然の数字をつくっていくための装置が入っている。還元率は90％～98％に設定されていることが多く、そういう基準が届け出通りに守られているかどうか賭博管理委員会が厳密に審査している。いわばスロットマシンは「賭博」というより「富くじ」（機械式の）に近い形態であるため、ルーレットやカードゲーム等の「賭博」とは税の取扱いが異なる。

一方わが国においては、ギャンブルでもなければ遊戯でもない曖昧な位置づけにあるパチンコは、警察庁と警察族と呼ばれる国会議員によって守られている。市場流通性の無い特殊景品を媒体とする「三店方式」は「法律を欺くレトリック」に過ぎない。そして近い将来、カジノのスロットマシンに対しては課税を行い、パチンコの換金に対する課税を見逃せば、わが国における税体系の整合性が著しく損なわれることは言うまでもない。

6　終わりにあたって

以上の考察から、日本版カジノ解禁に際して大きな問題となるのは、賭博損失金の収入からの控除をどこまで認めるか、そして、パチンコの出玉の換金に際しての源泉課税の実施の2点であろう。特に後者においては政官の癒着や国際問題が存する業界に課税のメスを入れることになることから、その実施には相当の困難が生じるであろう。しかしこの問題をクリアしなければ日本版カジノの実現もまたありえないと確信している。

最後に、過去ラスベガス渡航歴通算三十数度の経験を持ち、本稿の執筆に際し全面的に取材に協力してくださいましたM社長に、この場をかりて厚く御礼申しあげます。

参考文献

「アメリカ連邦税法5」
米国公認会計士　伊藤公哉
著　中央経済社

「金儲けの下手な日本人のためのカジノ論」　堀　紘
一　著
㈱KADOKAWA